

独立行政法人統計センターの役員報酬等の支給基準（案）

- 1 常勤役員の報酬は、俸給、調整手当、通勤手当及び期末特別手当とする。
- 2 常勤役員の俸給は月額とし、次の各号に掲げる常勤役員に対し、それぞれ各号に定める額を支給する。
 - (1)理事長 1,082,000円以内で理事長が別に定める額
 - (2)理事 854,000円以内で理事長が別に定める額
 - (3)監事 854,000円以内で理事長が別に定める額
- 3 調整手当及び通勤手当は、一般職の職員の給与に関する法律の規定に準じて支給する。
- 4 期末特別手当は、基準額（基準日現在において常勤役員が受けるべき俸給月額及びこれに対する調整手当の月額の合計額に当該合計額に100分の20を乗じて得た額及び俸給月額に100分の25を乗じて得た額を加算した額）に、6月に支給する場合にあっては100分の170、12月に支給する場合においては100分の180を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の在職期間に応じ理事長が別に定める割合を乗じて得た額とする。

ただし、総務省独立行政法人評価委員会の独立行政法人統計センターに対する業績評価の結果に応じ、理事長はこれを増額し、又は減額することができる。
- 5 非常勤役員の報酬は、非常勤役員手当とする。
- 6 非常勤役員手当は日額とし、勤務1日につき38,400円を超えない範囲で理事長が別に定める。
- 7 常勤役員の退職手当の額は、在職期間1月につき、退職した日における当該役員の俸給月額に100分の28の割合を乗じて得た額とする。

ただし、総務省独立行政法人評価委員会の独立行政法人統計センターに対する業績評価の結果に応じ、理事長はこれを増額し、又は減額することができる。

なお、退職手当は非常勤役員には支給しない。
- 8 期末特別手当及び退職手当の支給の差止め等については、一般職の職員の給与に関する法律等の規定に準ずる。

(参考)

独立行政法人通則法(抄)

(役員の報酬等)

第52条 特定独立行政法人の役員に対する報酬及び退職手当(以下「報酬等」という。)は、その役員の業績が考慮されるものでなければならない。

2 特定独立行政法人は、その役員に対する報酬等の支給の基準を定め、これを主務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 前項の報酬等の支給の基準は、国家公務員の給与、民間企業の役員の報酬等、当該独立行政法人の業務の実績その他の事情を考慮して定めなければならない。